





中外商法便覽

三  
止

中外通商章程

第三篇

船の事  
凡そ外國に船を賣るに當るは其國の法律に依りて  
其國の法律に依りて其國の法律に依りて

船を買入る時、正敷證文を請取、其船  
を譲渡し、船持主の権を得て之を所持し、其事  
肝要なり。故に船買人ハ右賣買の未だ濟まざる  
前、外國法律家へ相談し、其賣買の次第法を於  
て、其苦しみからざる確證を得、而して開す。より  
右賣買の白差支之なき證文を得、其事尤も良

申  
系

第百九

外國船賣買ハ次の仕方にて取扱ふものなり

船證文 是者船製造の節政府にて改清 并賣渡手 の正形なく海兵所の證文なり

形之を英國より大商賣の手形と稱するなり則

ち船持立の確證ありて欠張り其船を買ひ得た

る者の免状とあり故に 買ひ 此證文等を請取りて

岡士の前は差出さくし此の證文の書式ハ各國

の風習を因て大同小異なり而して外國法律家

の申聞られたる事ハ岡士の間濟を渡けしるも

同断は取行ひる者なり

政府より賣人へ指令する證書の其政府の仕来

りより依て賣渡手形を賣人へ渡さしむるなり而

して政府の旗 章 を建て其管轄する事を示し且つ

賣渡の年月時日を政府の帳に記し置くなり

此の賣渡手形ハ緊要の事件を書載しし船證

文并賣渡手形ハ船主の事を記しし且つ賣

渡の物品の左の如く逐一記述し帆尺度滑車  
綱具錨衣服建具家財飾り長背其他附属品残ら  
ぬ買人方へ相違なく賣渡の趣を記述し右買  
人の其船より以後賣人の故障等なく始終これ  
の持物となるべき為め右謄文等を大切に所  
持し其時賣人より於て岡士或は其筋の役人  
の前より出て右船を船へ賣渡し其趣を申立  
し但し其役人の自己は其手紙に役印を調

て之を謄出するものなり  
右賣渡謄文は通例官員之を作つて其官員此の  
謄文は關係出多なり  
其次の右に次第を岡士の公用帳へ仔細に書留  
むし而して買人より船の本謄文を岡士に相  
渡すし岡士其役所より於て之を廢棄し或は其  
政府の仕来り又は法に隨て之を政府へ廢止事  
あり

申渡す

右賣渡新舟形證書并讓渡證書買人の手は渡りて  
後全く賣渡濟となる處を以て全く船持立の  
権を有し我所有として政府の守護を凌げ公用  
帳多記し置くものなり

航海の節は役人より渡し置く事此船は新船  
主の所有する趣を記出所の船證書等を常に保  
ち居るべし

船持立の約定次第より申す其船を商人等より貸し

渡し或ハ一時旅客又荷物等海上運送の爲に運  
賃を拂りせて他人は貸し事あり  
右約定書の文面中には必死危のり条を書載し

第一 船噸税の名目

第二 船長の名

第三 書翰の名并荷主の名

第四 陸揚及び荷卸約定の場所并期限

申す所

第五 積荷の價

第六 遅延の過料

第七 其他仲間より約定出た事件

船賃入約定の事

支れ船賃入證文ハ其船と同物より又其船主  
と見做さるハ是ハ船主其船より無難に航海し  
終る後拂ふべき借金の為ニ貸主の此より

あり船主の船賃入證文ハ其船と同物と同様

船主の家ニ船あり時ハ船主自ら其約定を取結  
ビ或ハ船長其船主より代りて約定書を取替出  
事あり船主他國に在る時ハ船長其船主より代り  
て其權を有して危窮の際に當りて船或ハ荷物を  
賃入致し事あり

右約定面の利あるハ摩るハ航海中ハ或方の利着  
船の後ハ一方の利あり是ハ航海中其船の事



を預め確定せしむらざればなり故に滞りな  
く航海しつゝ後ハ約定通りノ利息を拂ふ事當  
然なり

積荷質入の事

此の約定ハ船質入の約定ニ齊シ然れども荷物  
無難ニ到着しつゝ後ハ其借金を拂ふ故ニ船の  
質入と少しく異なり

此の約定も船質入約定の如く窮迫之際ハ施

ものなり

凡テ右等の約定書ハ其筋役人立合の上調印  
テ取行ふし但し其書式は於てハ役人より案  
文を下付渡さるなり

荷打の事

丈れ荷打とハ危窮之際積荷の半を海中に投棄  
つゝ事ありて水面に貨物を浮ぶ事とハ異な  
り故に荷打ハ貨物海底に沈没するなり

申  
系

荷打ハ実ニ危急ニ差迫リ颶風怒漲等ノ為メニ  
危難ニ遭ヒ岩礁淺瀬等ニ船を乗り掛ケ又ハ海  
賊等ニ追ハレテ時ニ施スル  
荷打シタル時ノ残荷物ハ其損失を償ふ為メ  
銘々ノ荷主ニ配當シテ拂ウ  
残リ荷物ト棄テテ荷物トを平均シテ其價向  
を為シ而シテ着船ノ港ニ輸入セテ但シ運賃  
租税其他諸掛リハ減セラセテなり

第四篇

各種ノ事を記ス

各種ノ利息ノ事

金子拂期限ノ歩割を拂ヒ或ハ期限未滿ニ歩割  
を拂ウルニ首を書面ニ認めて約定スル事あり  
而シテ其歩割を拂ふ時ハ約定次第ニテ拂期限  
を延スル事あり

差引勘定ノ事  
俗ニ天引  
ト云フ

金を借る時は其総高の内より預め利息を差引きまゝを天引と云ふ又ハ為替手形謄文等を以て期限前日拂方をなせるとき差引く事あり即ち為替手形等を所持せざる者其拂期限日到来する前日其手形を用立てんとせざるハ其手形<sup>面</sup>の員數より高を減し之を両替屋又ハ金子口入人より所具せざるなり

右の如く総高の内より引き去る者を天引利息と

云ふ此の約定を取結ぶれば<sup>貸</sup>借金の総高より預め利息を引く事を得ざるなり

請合の事

請合は三種あり一ハ海上一ハ火災一ハ生命なり請合人は關係せざる規則ハ請合と處の事物は付利を得んと欲せハ請合人其事物の價若干を計り之と相當する請合料を取りて請合を為せし是ハ請合の総則なり

若し請合ふ處の事物を損傷ある時ハ其請合ふ  
利益を失ひ之を償ひさる事を得也  
譬ハ伴頭ハ其主人の荷物を請合ふ事を得る  
なり又品物を貸入ある人又之を償取りある人  
ハ其品物を請合人ヨ請合しむるなり然れども  
償取りある人ヨ於てハ其品物ハ己れの貸し時  
しし金高より餘分の高を乗して之を請合ハ  
む事能はざるなり

コンセニールの事

コンセニールの類の貨物を差し送  
らる者なり但し其貨物己れの所有する之ある  
時ハ途中の損失等これヲ於て之を引渡け先方  
より送り遣はさるなり  
若し其荷物己れの所有する此れハ荷主の意ヲ隨  
ひこれヲ途中の損失等ハ引渡けさるなり

損耗の事

損耗とい他人の所有物を損傷しうる事を云ふ  
其損失を生せし人之を償ひしる事を得た若し  
悪心を以て之を損失せしむる時ハ過失を以て生  
せし損耗より多く之を償ひしむし  
不慮よりして為せし損傷ハ其持主の損として之  
を免れしし鷹さハ乗馬奔逸して御者と共々走  
り去り他人の物を傷ふ時ハ御者の過失を以て  
故に其傷のれしる者を所有する者の損失なり

又大風地震等の天変より生せし損失は其持主  
の不幸として明らむし

混擾の事

混擾とい兩人以上の貨物混して區分ししる  
ざる事を云ふなり其持主の兼知りて生せし混  
擾ハ双方平均して之を區別せし然れども他  
人より故意を為せし混擾ハ之を區別せしめて  
以て全く其損失を償ひしむし

約定書の事

約定書の通例事業を行つたもの證據として請  
取し置くものとして總て其書中より記載する通  
りを行ふ為め或は拂期限の金子を拂ひ或は違  
約の節過料を差出たるとき旨を約する證據と  
なして以て催告人より之を示し其相手をして  
約定を履行せしむる事能はらざるものなり

又七箇 手附の事

支れ手附といふ買人は買取るとき物價の半高或  
は一部を賣人より拂ひ又ハ賣人より賣品の半  
高或ハ一部を買人より相渡してより賣買の約  
定を取結ぶ事を云ふなり  
總て手附ハ賣買の品物は陶器漆器等なり故に  
買人既に手附金を差入れ約定を取結ぶ時ハ其  
品の持主と成るを以て賣人其約する品物を  
再び他人に賣り渡す事相成らざるなり但し買

人其約しつる期日ありて代料を拂ひ又品物も持行かされハ賣人より一應其股を買人の方より断りて之を催促し及び其より買人より何の核移も之なく且つ其代料を拂ひ品物を引取らざるハ於てハ賣人断然其商約を破断し之を別人に賣拂ふと又如何豫取討ふと勝手次第之ある事と云ふなり

之ハ報告之事ハ既述すハ其意ハ其意ハ

約定より品物賣買等の儀は付渡方より相違なく其物品を相渡氏より事を中老法を云ふ但し其事業ハ約定期日並其約しつる場所より於て施行出く

濟崩之事

濟崩といハ借金の拂期限を別けて違々之を拂ふを云ふ即ち他の一部の拂期限より先んて最初の一部ハ拂ひつる事を得ん

拂期限を延びし事

借財拂期限等の儀より約定を取結ひ其約  
る期限より多りて又其期日の半を延びし或は全  
く之を延びしとある時ハ再び約定して同意し  
上其約定書に延びし期限を記し多し之を裏  
書花押して證とす

質屋の事

総て諸般の品物を預り之を引當として其持主

へ金を貸し其多者質屋と云ふ  
若し品物を質入して其期日より多し之を請戻し  
事能はざる時ハ如何なれども旨並に多し約定  
を取結ぶ

見本之事

賣品の内より試み其一部を差出し買人は見  
せし物を見本と云ふ  
見本を以て其品惣數の賣買を約定し其品請取



渡りの時より見本と相違之あるもの假令賣人再び其見本の相当せる品を持来りて之を償ふべし云ふこと買人通例賣人の最初違約せる處を以て其商約を破断となす事を得るなり

第五章

代人の職務并仲人取扱の事

主人并代人の事

支れ已れは代り事を取計ふべきの權を他人に

其より事あり權を其より人を主人と云ひ權を

委ねらるる人を代人と云ふ代人の委任せられ

らるる事件の論議假令は委任外の事と雖も臨

時之を取計ふべき理あらは所決出

代人の取計ひらるる事を主人の兼知有

べき事

代人の取計ひたる事ハ主人之を兼知せらるる事

を得ん如何と云れは已れは代りらるる權を其

し故に假令に代人の處置せし事の内不義知の  
廣ありと雖も之を許さざる事を得ん且又其  
人の言語事業等を信用して権を與へし所の者  
ありてハ殊に之を争ふ事を得ざるなり  
故に主人は於て代人の取付ひを義知せし事  
ありてハ條の道理あり第一ハ實に己れは代  
りて権を與へし事ありハ其人を信用して  
之を委任の権を與へたる事あり

代人は各種あり

代人は或種あり一ハ支配人一ハ伴頭あり  
支配人とは其主人より諸事を取付しつる全權  
を委ねられし者を云ふ  
伴頭とは其主人より唯一事を取付し權を委ね  
られし者を云ふ  
支配人と伴頭の間に區別し難き事間々之あり  
然れども代人と多者ハ常に己れの職ありて

る事を所置あるの権を有して其事業を行ふに於ては過失なかるべし。廢つた三ツ井の伴頭ハ主人より兩替を為す権を與へられし者ならハ自ら其権を持つ事を信じて兩替の事のみを勤むべきなり。

又商用の取引に於て仲間にて掛けの賣買を為す風習ある時の代人其取引を為し然れども兩替屋の代人他人より怨む金を預

かゝるの権を有せず又商人の代人怒掛の賣買を為すの権を有せざる事ハ當然なり故に主人とする者己れの代人に怨む取引の権を授け置るべき時の其趣きを兼て己れの代人に對して取引する者へ告知するべし。己れの主人の過失なる事なり。

右の事ハ伴頭の規則に於て伴頭ハ只一事を司る事を命ぜられし者なり且又伴頭は對して

取別を有氏者ハ其伴頭平日主人より何の掛り  
を命ぜられ居る哉を尋ねぬハあまづくらん。

委任の権ハ如何ク附與せらるる歟の事

丈れ委任の権ハ書附と口上の兩様にて代人と  
其くらるるものなり若し代人家財等を賣買出  
る事を托せらるる時ハ書附を以て之を委任出  
し其唇附を代人委任状と云ふ

若し主人口上を以て委任の権を授けらるる時

ハ代人は多者之を書附と改めて約定出く其併

調印ハ及りきりなり

若し一事件にて屢々代人となす者屢々ハ税金

等を取集るは自其妻子も於て屢々請取書ハ花

押ハ或ハ買物等の事ハ自其家系ハ於て自ら花

押出さる如くの仕事ハ之ある時ハ其主人ハ

於て其事件ハ自都度改て之を取引出さるハ

報知せ出ると其事ハ自異論生さる時敢て取引

此の人の過ちを承知す

代人の取計を確定する事

代人の職掌ハ其主人の兼知由テ其取計ふ事件を確定するものなり

代人獨断して事を取計ふと雖も其主人の兼知なき事ハ之を確定する事を得然れども代人の取計ふ事は依テ主人利潤を得る時ハ及今ハ代人の取計より異論を生ずると主人

其拘合を免る能はざるハ一般の法則なり

故に代人主人の命令なくして只己れのみ見よ  
り主人の為筋を思ひ取計ふ事は由テ下  
一異論を生ずる時主人己の兼知なき  
廉を以テ之を代人との拘合の  
ため己れ其拘合を免れんとす  
と雖も一般の法則に於テ主人其拘合を免る事能はざらん

代人主人の申付なき事を取計ふて利潤を得る

時ハ主人とる者其約定書ヲ調印して施行出  
又主人の兼知なくして代人一存を以て取結ハ  
多る約定を主人不兼知の虞ありて之を改定セ  
んとする時ハ先方ノ断るべき相當の時間を以  
て決りし後今ハ之を断ると雖も其時間を過  
ると時ハ多張り主人兼知上の事ハ暗多を以て  
主人之ハ拘合ハさる事を得出

代人物合の事

代人委任外の事ヲ於て約定を取結ふと雖も  
其主人之ハ拘合ノ事ナリ其事件ハ附てハ假令  
ハ代人と雖も代理人の名義を免れ其本人と  
る故ハ已れ其拘合を免れざるなり

口入人の事

他人の所有物を賣買出する事ハ付之る為メは約  
定を取結ふ事を商議して周旋出する者を口入人

ときふ

口入人折々双方の仲商となる事あり然れども  
最初頼まれし一方の人の仲商となり而して  
他人と約定を取結ひしよりして初て双方の仲  
商となるなり

概て仲商を以て商賣出るとき其賣買取極りし  
る節其は口銭を拂ふハ風習なり

仲人裁断の事

兩人以上の者一事件は拘令りて互に争論を生  
せし時其事未だ裁廳へ訴訟を及りしる前之を  
吟味して双方の存意は適ふべき様裁断出るを  
仲人裁断と云ふ此の如く出るときは公事の雜費  
著なく且つ空しく時日を費し事なくして安全  
無事なるなり

仲人役して争論を裁断せしむるハ双方各其  
事の始末を書記し之を仲人は差出せしり而し

て其件人ハ一兩筆くくし但し仲人ヲ裁断を  
請ふ者ハ廳へハ私ハ裁廳を立ると同ノ理を  
ハ裁廳ヨ出て裁断を變くると同様ヨ心得其裁  
断濟みくると後ハ其次第を詳ニ書記して之を裁  
廳ノ書史へ達し置くべきなり此ノ如ク此多時  
ハ双方兼知の上ニ決されハ安ラハ其裁断を改  
定スル事能ハル故ニ仲人ノ裁断ハ裁廳ノ裁断  
と同様ニて裁廳ヨ書留メ置くべきなり若シ仲

人ノ裁断を凌ぐると雖も之を裁廳ヨ達セ  
れハ其裁断今ハ虚無トセラフ事あり

仲人ヨ立入ると度裁断せられく事ヲ再度  
裁廳へ訴訟メ及ハ裁断を請ふ者あり時ハ裁廳



又て其仲人を呼出し、最初裁断し、若し次第を聞  
れ、其裁断を於て次より記述如き不正の虞あら  
ば之を裁断し、

第一裁断賄賂欺罔より成る事

第二仲人の不正より相手方の正道を傷つて却  
て不正の節を陷る事

第三仲人の權威を以て其裁断を為し、或は仲  
人其事件の一緒を偏る考へて之を不適

當り取付ふ歟或は不極の裁断を為し、故  
に其事を行ふ能はざる事

仲人を撰ふ一般の法は互の正邪を糺し之を議  
定せしむるを為す、撰ふ者なれば通例他人を  
撰ふ

### 和睦之事

互の間を生かす事論の事件を定むるを為す、仲  
人兩三輩を頼みて同意和睦此事を取付ふ

斯の如き事件ハ法律ニ依テ決定スル

質物の事

後々の質物ヲ白テハ其代金の拂済トシテ返之  
を預リ置ク理ナリ

多散の事

此の債主を欺ク為メ身を匿シ或ハ詐偽を  
結構シテ其負債の拂を免ルルトスルハ如き高

人ハ多散セシムル事

法ヲ於テ多散スルキ所業を為セシ者ハ多散の

事

多散人の遺産を配當スル事

多散人の遺産ハ裁廳の捌きを以テ債主ハ應

テ之を配當スル但シ貸方ハ其者ノ對シテ訴

訟法ハ所屬を明白ニ證スルニ而シテ多散人の所

有品を残ラシ取集メ價付シテ之を代金ト道

て追々之を貸方へ配當出さるなり其配當の仕  
方ハ借金の総計の何割と云ふものを一様と得  
せむ

譬之ハ最初の配當ハ一弗の付四割を齊しく  
つゝ第二の配當ハ一弗の付一割を齊しく分  
つゝ第三の配當ハ一弗の付五割を齊しく分  
つゝ餘ハ之を准其借金総計拂済となり其遺  
産の尽き迄此の如く配當なり得るなり

分散人の家産を配當出さるる付債主撥方

事

分散人の家産を貸方へ配當出さるる付とを拂ふ  
つぎ借金の先後を取極まり譬之ハ公事債政  
府の催込大工職人の催込水夫伴頭等の給金等  
なり是等ハ通例各國政府の法律規則に依て通  
寫は極極めらるるなり

負債人を捕獲出さる事

負債人債役人を欺罔して既に遁逃せんとする  
蹤跡顯然たるは債役人より其股を裁廳へ申立  
之を捕獲入牢せしむるとし苦しからざる権あ  
り而して此の如き時の裁廳に於て假令は債役  
人の訟へ理あるか如しと雖も捕獲吟味の上  
下一負債人勝公事と相成る理あるや否未だ判  
然たらしむるに故曰 稱 債役人理なき時の負債  
人の金子を償ふべき約定書を差出させ然る後

其取計を先づ

72

抄寫 姓名 ...								
-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--

和  
州  
具

